

漏水による水道料金の認定制度について

家の中で大切な水が漏れていませんか？

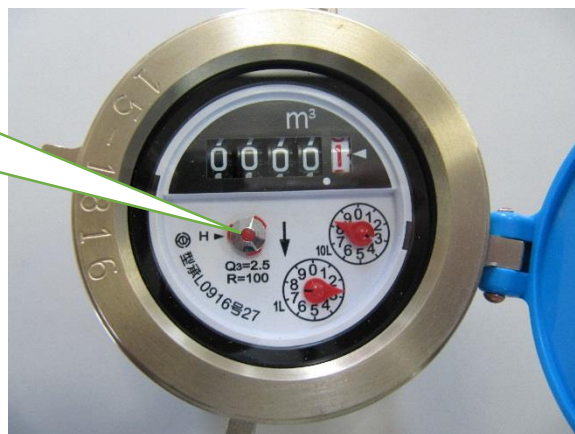
- ・水道料金が急に高くなった。
- ・夜中に水の流れる音ができる。
- ・トイレの便器の水がいつも流れている。
- ・晴れているにもかかわらず雨どいから水が常に流れている。
- ・家のまわりでいつも湿っているところがある。
- ・メーターボックスや止水栓のまわりが湿っている。

○宅内漏水はお客様で確認することができます

水道メーターの検針時の「上水道使用水量のお知らせ」により使用水量を確認してください。今までと比べて水量が急に増えているようであれば漏水の可能性がありますので確認を行って下さい。

【確認方法】

蛇口を全部閉めた状態で、ココが回っていれば漏水しています。



○屋内漏水による水道料金の認定

お客様の敷地内の水道設備(給水装置)は、お客様の責任において管理していただくかなければなりません。水漏れがあった場合、その修理費、水漏れに対する水道料金は、基本的にお客様負担となります。ただし、次の条件を満たす場合は、お客様の申請により、水道料金の一部を認定できる制度があります。

○認定対象条件

1. 水漏れの原因が、お客様の過失によるものでないこと。
2. 水漏れの箇所が、地中など外から見えないなど発見困難であること。
3. 水漏れの修理を速やかに指定給水装置工事事業者に依頼し、完了していること。

※認定については、漏水発見から修理完了までの該当する月分のうち1月分のみとなります。

※屋内漏水認定申請書を提出されても、八代生活環境事務組合の給水条例や給水施行規程に従い料金算定後に料金が減額にならない場合もあります。

※凍結破損による漏水の場合は、八代生活環境事務組合へご相談ください。

(TEL 62-2049)

○認定料金について

認定料金については、お客様の通常の平均使用量(当該異常発生前3月の1月あたりの平均使用水量)をもとに、漏水していたと推定される量の1/2に平均使用水量を加えた水量で料金算定するため、漏水による料金の一部は負担していただくこととなります。

○屋内漏水認定の申請方法

八代生活環境事務組合指定給水装置工事事業者に修理を依頼されますと修理完了時に屋内漏水認定申請書を渡されますので、必要事項をご記入いただきましたら八代生活環境事務組合へ持参されるか、または郵送してください。